

令和 2 年

第 3 回仙北市議会臨時会

市 政 報 告

仙 北 市

令和2年第3回仙北市議会臨時会 市政報告

令和2年第3回仙北市議会臨時会の開会にあたり、新型コロナウイルス感染症対策等、主要事項についてご報告します。

はじめに、新型コロナウイルス感染症関連についてです。

定例会閉会后、県内では新たな新型コロナウイルスの感染者は確認されていませんが、田沢湖・角館観光協会が実施した影響調査によると、3月15日時点で、市内の宿泊施設のキャンセルは1,943件、延べ8,337人、飲食施設のキャンセルは258件、延べ11,371人となっていて、地域経済に大きな影響が見込まれています。

運輸業、小売業の売上見込みは、2月実績で前年比95%となっていますが、3月から6月までは両業種とも前年比60%程度に落ち込む見込みという回答でした。

現下の状況を踏まえ経済支援対策として、定例会最終日に提案しご可決いただいた補正予算に基づき、3月19日付けで仙北市経済対策資金利子補給交付要綱、仙北市経営安定資金利子補給要綱及び仙北市経済対策資金融資規程を制定し、融資できる体制を整えています。過日は秋田銀行・北都銀行の両頭取と意見交換も行いました。

なお、今回の国・県及び市の融資要件の一つで、信用保証協会が通常の債務保証とは別枠で融資するセーフティネット・危機関連では、3月24日時点で申請件数は7件です。

3月18日付けで各省庁から新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予に関して要請がありました。仙北市では、一時的に水道料金、下水道等の使用料、温泉供給料金の納付に困難を来している方を対象として、それぞれの状況に配慮した支払猶予、料金の分納等の対応や一律的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討しています。

市税については、3月18日付けで総務省から徴収猶予について適切に対応するよう通知がありました。地方税法に基づく徴収猶予の適用について、対象、期間等の検討、市民への周知を進めるとともに、納付が困難な方の納税相談に応じていきます。

3月中は利用を制限していた体育館、公民館等の市の施設について、消毒液の設置、ドアノブ等の消毒、換気の徹底等の安全対策をとり、大人数とならない等の一定の配慮をいただいた上で、4月1日から解放することにしました。

【観光商工部】

◇あきた花紀行について

春の訪れを告げるあきた花紀行について、角館の桜まつりは、これまで3回の実行委員会を開催し、規模を縮小して開催することになりました。ステージイベント、出店、歩行者天国等は中止とし、交通規制やライトアップ等は予定どおり実施することとしています。

刺巻水ばしょう祭り、かたくり群生の郷については、今回は各実行委員会での開催は自粛するとのことですが、桜まつりも含めて、それぞれの場所に多くの人を訪れることは避けられないとの認識のもと、市として、仙北市を訪れる観光客、そして市民の安全対策に万全を期したいと考えています。

具体的には、新幹線が停車する角館駅、田沢湖駅での手洗い、消毒の徹底による水際対策、公共の駐車場での交通整理員の配置と手洗い、消毒の徹底、公共のトイレの定期的な消毒、要所要所への消毒液の配備、車の渋滞等が想定される箇所への交通誘導員、警備員の配置などを実施します。

また、お土産店、飲食店や公共施設等、不特定多数の方の立ち寄りが見込まれる場所での消毒、手洗い等の徹底をお願いすることとしています。

引き続き、市民の皆様には、手洗い、うがいの励行、咳エチケットの徹底、室内の換気への配慮等を周知し、市民の安全、安心に努

めます。議会の皆様のなご一層のご協力をお願いいたします。

◇日本版DMO登録見送りについて

田沢湖・角館観光協会が母体となり、2月25日付けで申請をしていた日本版DMOの本登録について、必要データの収集・分析不足等の理由で、今回の登録は見送りとなった旨の報告を受けました。指摘事項の解消に向け、体制整備を含め市のサポートを強化し、引き続き本登録に向けての取り組みを進めます。

以上、主要事項等を申し上げ、市政報告とします。